

埼玉労働局長 殿

埼玉地方最低賃金審議会会長 殿

組織名

代表者名

最低賃金発効日を遅らせないよう求める要請書

【要請趣旨】

埼玉地方最低賃金審議会は昨年8月に、2025年度の最低賃金について63円引き上げ、時間額1141円とする答申をしました。同時に、審議会は発効日を経営側の主張に寄り添い「一定の準備期間」が必要との理由で2025年11月1日としました。中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出たことは理解しますが、8月初旬に早々に審議を終わらせたにもかかわらず、発効日を1カ月近く遅らせたことは、労働行政を所管する立場の同局として、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法の趣旨に沿った決定とは思えません。今後の審議会運営においては、これまで同様「1日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」に発効することを求めます。

理由とされた「準備期間」についても合理的な根拠も示されておらず、「発効日の先送り」の理由になりません。「発効日の先送り」は、労働者の期待を裏切り、働く意欲を奪い、ひいては、労働行政への信頼失墜につながるものと危惧します。

最低賃金の即時・大幅引き上げは待ったなしの課題です。貴職が決定権者として、埼玉県内の労働者の声にこたえ、今年度以降の審議会運営において、これまで同様に、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施することを重ねて求めます。

【要請事項】

労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、発効日については、「1日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施すること

以上

一言メッセージ

※発効日の遅延に対する思いを寄せてください